

各 位

会 社 名 NCホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 梶原 浩規 (コード:6236、東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役管理本部長 村田 秀和 (TEL. 03 - 6625 - 0001)

## 当社の子会社の取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬等として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年7月21日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 25,517株
(3) 処分価額	1 株につき 2, 191 円
(4) 処分価額の総額	55, 907, 747円
(5) 割当予定先	当社子会社取締役 3名 3,642株
	当社子会社執行役員 5名 4,243株
	当社子会社従業員 70名 17,632株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券
	通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

今般、当社の子会社は、当社子会社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、その取締役会決議により、当社子会社の取締役3名(以下「対象取締役」といいます。)、執行役員5名(以下「対象執行役員」といいます。)及び従業員70名(以下「対象従業員」といいます。)に対し、当社子会社に対する金銭報酬債権(従業員については当社子会社に対する金銭債権。以下同じ。)合計55,907,747円を付与しました。その上で、当社は、本日開催の取締役会で、金銭報酬債権の合計55,907,747円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,191円)、当社の普通株式25,517株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決定いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、当社は、本自己株式処分の割当予 定先である当社子会社の執行役員及び従業員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締 結する予定です(ただし、当社子会社の従業員に対して付与する譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年間とする予定です)。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2023年7月21日(払込期日)から当社又は当社子会社の取締役のいずれの地位も喪失するまでの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

# (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本割当契約において別途定める期間(以下「役務提供期間」といいます。)、継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

#### (3) 譲渡制限期間中に退職した場合の取扱い

上記(2)にかかわらず、対象取締役が、役務提供期間中に、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に 無償で取得する。

### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (6)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

# 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その 払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2023年6月22日(取締役会決議日の前営業日)の東京証 券取引所における当社の普通株式の終値である2,191円としております。これは、取締役会決議日直前の市 場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値 を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えてお ります。

以上